

徳島県選挙管理委員会告示第三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和八年三月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
徳島	六八、九七三人
鳴門	一五、二五五人
小松島・勝浦	一一、六七八人
阿南	一九、一三一人
吉野川	一〇、六九一人
阿波	九、七〇八人
美馬	九、五七二人
三好第一	六、四一三人
名西	八、二〇二人
那賀	二、〇五二人
海部	五、〇二二人
板野	二六、九一〇人
三好第二	三、六九五入